

◎新潟県告示第1685号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成26年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 (1)～(5) (略) (6) 土木部関係		別表 (1)～(5) (略) (6) 土木部関係	
	証 明		証 明
1 ～ 9	(略)	1 ～ 9	(略)
10	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による <u>宅地建物取引士資格試験</u> に係る合格証明	10	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定による <u>宅地建物取引主任者資格試験</u> に係る合格証明
11 ～ 15	(略)	11 ～ 15	(略)
(7)～(9) (略)		(7)～(9) (略)	